

京都府公報

号 外 第 18 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	1

訓 令	
○京都府文書規程の一部を改正する訓令 (政策法務課)	1

規 則

京都府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第61号

京都府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

京都府福祉のまちづくり条例施行規則（平成 7 年京都府規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 駐車場の項の(1)を次のように改める。

(1) 駐車場（道路交通法（昭和35年法律第105号）第 3 条に規定する普通自動車（以下この表において「普通自動車」という。）のための駐車場に限る。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。

ア 当該駐車場に設ける駐車施設（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下ア及びイにおいて同じ。）の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の 1 を乗じて得た数

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

訓 令

京都府訓令第14号

本 序

京都府文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 5 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府文書規程の一部を改正する訓令

京都府文書規程（昭和30年京都府訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第44条第 1 項中「定める」の右に「方法による」を加え、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 電磁的記録による施行 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める方法

ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 7 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該施行を行う場合 同条の規定に従い行う方法

イ その他の場合 次に掲げる方法

(ア) 電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添えること。

(イ) その他アに準じる方法

第44条第 2 項中「掲げる」の右に「方法による」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。